

4吹総人第700号
令和5年3月14日
(2023年)

吹田市職員労働組合
執行委員長 丹羽野 和夫 様
吹田市水道労働組合
執行委員長 北野 雅一 様
吹田市関連職員労働組合
執行委員長 川見 真弓 様

吹田市長 後藤 圭二

吹田市水道事業管理者 前田 聡

パートナーのいるLGBT等性的少数者の職員の特別休暇について(提案)

標記の件について、下記のとおり提案します。

記

1 概要

3に掲げる休暇について、LGBT等性的少数者の職員のパートナーについても『事実上の婚姻関係にある者』とみなし、取得できるよう取扱いを変更する。

2 対象となる職員

パートナーシップ宣誓をしている者(パートナーシップ宣誓証明制度のない自治体に居住する場合は、パートナーシップ宣誓をするのと同程度の関係にある者)

3 取得できる休暇

- (1) 結婚休暇
- (2) 忌引休暇
- (3) 出産子育て休暇
- (4) 子の短期看護休暇
- (5) 短期介護休暇
- (6) 祭し休暇

(7) 介護休暇

(ただし、現時点において、介護休業手当金については対象とならない。)

(8) 介護部分休暇

4 提出書類

(1) パートナーシップ宣誓書受領証又はそれに類するもの

(2) 各休暇取得に必要な証明書類

(3) その他必要と認められる書類

5 実施時期

令和5年4月1日